

第 48 回 「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール  
昭和 48 年 1 月 開 業  
kbc 学園グループ 理 事 長

# 税務トピック!

## 株式と税

### 株式等を売却したときの個人の税金

#### □ 譲渡益が発生した場合

株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要であり、他の所得と区分して税額を計算します。証券会社等に「**特定口座**」を開設している場合は、この特定口座での取引については「**源泉徴収口座**」か「**簡易申告口座**」を選択することができます。簡易申告口座の場合は、証券会社等から送られてくる「**特定口座年間取引報告書**」により簡易に申告を行うことができます。「**源泉徴収口座**」の場合は、その口座内における譲渡益については、**申告不要**とすることができます。

株式等の譲渡益は次により計算します。

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用等}) = \text{譲渡所得等の金額(譲渡益)}$$

平成 20 年分株式等の譲渡益に適用される税率は、次のとおりです。

- (1) 証券会社等を通じた上場株式等の売却…………… 10% (所得税 7%、住民税 3%) の軽減税率
- (2) 上記以外の上場株式等の売却、上場株式等以外の株式等の売却…… 20% (所得税 15%、住民税 5%)

平成 21 年分以降は上場株式等に係る譲渡所得等に対する軽減税率の特例が廃止され、20% (所得税 15%、住民税 5%) の税率となります。ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間は、経過措置として上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち **500 万円以下** の部分については、10% (所得税 7%、住民税 3%) の軽減税率が適用されます。

#### □ 譲渡損失が発生した場合

証券会社等を通じて上場株式等を売却したことにより発生した損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、確定申告により株式等の譲渡益の金額から繰越控除できます。この控除を受けるためには、譲渡損失の金額が発生した年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年においても連続して確定申告書(「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」などを添付)を提出する必要があります。

### 株式等の配当等に対する個人の税金

平成 20 年分の株式等の配当等の収入には以下の税率をかけた金額が源泉徴収されます。

- (1) 上場株式等の配当等…………… 10% (所得税 7%、住民税 3%) の軽減税率 (平成 22 年 12 月 31 日まで)  
注: 大口株主(発行済株式数の総数等の 5% 以上を保有)の場合は(2)に該当します。
- (2) 上場株式等以外の配当等…………… 20% (地方税は特別徴収なし)

配当所得は原則として**総合課税**の対象となりますが、一定の場合は**確定申告不要制度**を選択することができます。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

 **大城眞徳税理士事務所**

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階  
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) …… → (URL) <http://www.masism.com>

《 主な支援内容 》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導